

能美市災害崩落土砂助成要綱

平成17年2月1日

告示第108号

(目的)

第1条 この告示は、既成宅地等の災害崩落土砂処理等及び崩落箇所の再発を防止するための資金の助成に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、市長が認める土砂処理とする。

- (1) がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の搬出を行うもので、土量1立方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業
- (2) 前号の事業を実施した後に、がけ崩れの再発を防止するために行う対策工事

(助成を受けることができる者)

第3条 資金の助成を受けることができる者は、災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者で、市長が認めるものとする。

(助成の金額)

第4条 資金の助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額とする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を災害発生後2箇月以内に市長に届出しなければならない。

- (1) 災害崩落土砂処理等助成申請書(様式第1号)
- (2) 災害崩落土砂処理等見積書

(助成の決定)

第6条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、必要な審査及び調査を行い、助成を適当と認めるものについて助成金額を決定する。

2 市長は、前項により助成を決定したときは、災害崩落土砂処理等助成決定書(様式第2号)により申請者に通知する。

(請求手続及び精算手続)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、前条の助成の決定があった後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 災害崩落土砂処理等完了届(様式第3号)
- (2) 完了写真
- (3) 災害崩落土砂処理等領収書
- (4) 災害崩落土砂処理等助成金請求書(様式第4号)

(助成決定の取消し等)

第8条 次に掲げる場合においては、助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させなければならない。

- (1) 偽りその他不正手段により助成の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条第2項に規定する決定書の条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。
この告示は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の災害崩落土砂助成要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

災害崩落土砂処理等助成申請書

年 月 日

能美市長 あて

住 所
氏 名

能美市災害崩落土砂助成要綱の規定により助成金を受けて、土砂を処理したいので同要綱第5条1の規定により申請します。

- | | | |
|---------|----------|----------------|
| 1 崩落箇所 | 能美市 | |
| 2 崩落土量 | V = | m ³ |
| 3 処分費用 | | 円（別紙見積書） |
| 4 助成申請額 | | 円 |
| 5 添付書類 | 現況写真、見積書 | |

災害崩落土砂処理等助成決定書

年 月 日

申請者 様

能美市長

年 月 日付けで申請のあった災害崩落土砂処理等助成については、
次のとおり決定したので能美市災害崩落土砂処理要綱第6条2の規定により通知しま
す。

- | | |
|---------|-------|
| 1 崩落箇所 | 能美市 |
| 2 災害発生日 | 年 月 日 |
| 3 崩落土量 | V = |
| 4 助成決定額 | 円 |

災害崩落土砂処理等完了届

年 月 日

能美市長 あて

住 所
氏 名

年 月 日付けで決定通知のあった災害崩落土砂処理等助成については、完了したので能美市災害崩落土砂助成要綱第7条の規定によりお届けします。

- 1 崩落箇所 能美市
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類 完成写真

※ 事務処理欄

確認年月日	年 月 日
確認者氏名	
備 考	

災害崩落土砂処理等助成請求書

年 月 日

能美市長 あて

住 所
氏 名

年 月 日付けで決定通知のあった災害崩落土砂処理等助成として、
次の金額を能美市災害崩落土砂助成要綱第7条の規定により請求いたします。

金 _____ 円